

2018年8月24日

リムーバブル記録媒体記録機能における コンテンツ保護方式または記録フォーマットの審査について

(一社)放送サービス高度化推進協会 (A-PAB)
技術部

(一社)放送サービス高度化推進協会技術委員会は、デジタル放送受信機に搭載されるリムーバブル記録媒体記録機能におけるコンテンツ保護方式または記録フォーマットが、(一社)電波産業会(ARIB)技術資料 ARIB「高度広帯域衛星デジタル放送運用規定TR-B39」、「BS/広帯域 CS デジタル放送運用規定 TR-B15」、「地上デジタルテレビジョン放送運用規定 TR-B14」に準拠した方式であるかの申請を受け付け、その審査を行っております。

申請に関しては、技術部が窓口(事務局)となっておりますので、申請の際には技術部までお問い合わせください。

申請に対する審査結果のお知らせ

今回の申請は、TR-B39, TR-B15, TR-B14 を対象とするもので、審査結果は以下のとおりとなっております。

受付番号	R18-03-0001
申請方式の名称	AACS2 Recordable for Blu-ray Disc
対象の記録媒体 (記録フォーマット)	Blu-ray Disc Rewritable Media / Blu-ray Disc Recordable Media (Blu-ray Disc Rewritable Format Version 5.0 / Blu-ray Disc Recordable Format Version 4.0)
対象となるサービス	TV サービス、データサービス *1
申請方式ライセンス	Advanced Access Content System Licensing Administrator, LLC. (Intel Corporation, International Business Machines Corporation, Microsoft Corporation、パナソニック株式会社、ソニー株式会社、株式会社東芝、The Walt Disney Company、Warner Bros. Entertainment Inc.)
連絡先 (URL)	http://www.aacsla.com/
認定日	2018年8月24日

*1: データサービスについては TR-B14 第八編第二部には適用しない。

上記審査結果に関するご質問については、技術部までお問い合わせください。

以上